平成２１年（フ）第１１２号
群馬県館林市高根町465番地の１
破産者　木村　**隆**彦
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第３７０号
奈良県宇陀市大宇陀区小附950番地
破産者　川田　湯一
１　決定年月日　平成23年３月７日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
神奈川県伊勢原市大住台２丁目３番地の１ハイツ彩風Ａ―101号、破産手続開始決定時の住所神奈川県伊勢原市桜台５丁目５番19号
破産者　平川　明彦
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第８３号
相模原市緑区橋本４丁目11番10―701号、開始決定時の住所神奈川県相模原市東橋本２丁目８番５号　コーラル京王橋本305号
破産者　村田　理恵（旧姓大庭）
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６７２号
愛知県尾張旭市向町２丁目７番地12
破産者　太田　勝章
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６２４号
愛知県海部郡蟹江町城２丁目392番地
破産者　中林　久之
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２４３８号
名古屋市西区中小田井４丁目174番地　サクセス小田井４Ｂ号、開始決定時の住所愛知県日進市浅田町平子４番地213　キングスコート赤池302
破産者　小澤　道守
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０１号
大阪府泉佐野市新町２丁目６番７号
破産者　道林　康伸
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第４７０号
大阪府和泉市室堂町769―16、開始決定時の住所大阪府和泉市光明台２丁目４番19号
破産者　服部　健三
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第３６４号
青森県上北郡横浜町字百目木137番地２
破産者　古澤　良治
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
宮城県柴田郡川崎町大字川内字朴ノ木山72番地
破産者　森　　茂壽
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第９７号
岐阜県安八郡神戸町大字川西502番地の２
破産者　髙橋　範雄
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第４１４号
静岡県浜松市東区有玉北町972番地の２、破産手続開始決定時の住所静岡県浜松市東区篠ケ瀬町277番地の10
破産者　塩澤　正晴
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第４８３号
静岡県磐田市駒場337番地
破産者　川崎　仁史
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
熊本市戸島３丁目11番41号
破産者　村上　よみ
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第６６９号
熊本県上益城郡御船町大字上野4797番地
破産者　山中　次男
１　決定年月日　平成23年３月９日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０６号
福岡県大牟田市大字田隈294番地４
破産者　小野　幸司
１　決定年月日　平成23年３月８日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部